

番号:606/QLLDNN-NBDNA

ハノイ、2020年3月27日

「日本への特定技能労働者提供契約と労働者派遣契約について」

日本へのベトナム人特定技能労働者送出機関御中

海外労働管理局はベトナム人特定技能労働者の日本への送出し・受入れ事業に関する労働・傷病兵・社会問題省と日本の外務省、法務省、厚生労働省及び警察庁との協力覚書（MOC）に基づき、本事業を効果的に実施するために各送出機関に対し、日本のパートナーと積極的に交渉するとともに、労働者と以下の内容に合意するよう要請する。

1. 日本への特定技能労働者提供契約

1. 1. 送出機関と契約を結ぶパートナー

送出機関と契約を結ぶ日本のパートナーは、直接労働者を受け入れる機関又は職業紹介事業を行う組織である。

ただし、建設分野においては、日本の国土交通省の規定により、すべての契約は同省管理下の建設技能人材機構（JAC）と結ばなければならない。JACは建設分野の特定技能人材を受け入れ、日本の受入機関に紹介する。

1. 2. 日本への特定技能労働者提供契約

送出機関は日本のパートナーと交渉し、2013年10月15日付MOLISA通達第22/2013/TT-BLDTBXH規定に沿って、労働者提供契約の内容に合意する。この契約の中には下記の内容を含む必要がある。

a) 日本側の求める技能及び日本語能力を満たすための日本語教育費と技能訓練費の全額は日本側が負担する。送出機関は教育訓練費を労働者本人から徴収しない。教育訓練費は労働者提供契約に明記された送出機関の口座に振り込まれる。

既に教育訓練費を自己負担した労働者の場合（技能実習 2 号、3 号を修了した者を除く）、労働者本人から提出した職業訓練費及び外国語教育費の支払い証明書に基づき、送出機関における同業種の訓練費及び日本語教育費を超えない実費を当該労働者に補助することについて、送出機関は日本のパートナーと合意しなければならない。

- b) 日本側は、労働者の訪日ための航空券（片道）を負担することとし、契約満了した時の労働者の帰国ための航空券負担については、雇用主と労働者本人の交渉によることとする。
- c) 労働者が日本で就労する間、同じ役職の日本人と同様の給料、保険制度、労働安全衛生制度の扱いを受ける。その他、雇用主は労働者との契約期間中に安全・衛生基準を満たした居住を確保する責任があり、労働者は毎月の居住費の実費のみを支払い、また労働者は一時帰国の希望があれば、雇用主は該当者に有給休暇を与えるための調整をしなければならない。
- d) 労働者が負傷等をして、死亡したり、継続的に就労できなくなったりした場合には、雇用主は労働者本人又は遺体・遺骨の帰国に対して補助し、規定どおりの各保険制度の支援を享受できるように補助する責任がある。
- e) 日本側は派遣費用の一部を負担する責任がある。この費用分担の具体的な金額については、送出側と受入側の合意によるが、金額は雇用契約の 1 ヶ月分の給料を下回ってはならない。また、上述した金額は労働者提供契約に明記された送出機関の口座に一括払いすることとする。

## 2. 日本への特定技能労働者派遣契約

送出機関は 2013 年 10 月 15 日付の MOLISA 通達第 22/2013/TT-BLDTBXH の規定に沿って、日本への労働者派遣契約の内容に合意する。この契約の中には下記の内容を含む必要がある。

### 2. 1. 転職の際の労働者の義務

労働者が転職する際、送出機関に対する報告について、労働者の

義務と具体的な報告期限を規定する。

## 2. 2. サービス手数料

送出機関が労働者から徴収するサービス手数料は、横断的な省庁通達第 16/2007/TTLT-BLDTBXH-BTC 号の規定に従い、具体的には以下のとおりとする。

a) 労働者本人から送出機関に納付するサービス手数料は 1 年の契約につき 1 ヶ月分の給料を超えないこととし、契約ごとに 3 か月分の給料を超えないものとする。

ただし、日本側が少なくとも 1 ヶ月分の給料を送出機関に支払うため、労働者から徴収するサービス手数料は 3 か月分の給料以下の金額から日本側が送出機関に支払った分を差し引いた金額とする。

b) 技能実習 2 号、3 号を修了した者は、特定技能労働者としての受入条件を満たしているので、送出機関は労働者本人からサービス手数料を徴収しない。

このガイダンスを実施する過程において、問題や困難などが生じた送出機関は速やかに海外労働管理局に報告する。当局が事案を検討し、解決方法を講ずる。

### 宛先：

- 同上
- 大臣（報告のため）
- 局長（報告のため）
- 労働者海外派遣協会
- DOLAB 幹部
- DOLAB の所属部署
- 保管：VT, NBDNA

局長代行

副局長

Pham Viet Huong

（署名押印済み）